

核軍縮に関する国際情勢 (5)

—— 2005年NPT再検討会議に向けて ——



大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

第7回目のNPT再検討会議が、この5月に4週間にわたってニューヨークの国連本部で開催される。国際核不拡散体制を揺るがすようなさまざまな問題が発生し、また核軍縮が進展しないこともあって、会議の成り行きが心配しつつ注目されている。

今回は、この会議に向けて2月に開催された「核不拡散条約東京セミナー：2005年再検討会議に向けて」における議論を紹介しつつ、核軍縮および核不拡散の現状を考える。

このセミナーでは、外務省と軍縮・不拡散促進センターの共催で、約50名の政府代表と専門家が2日間にわたり議論し、来たるべき再検討会議で何が議論されるか、またされるべきか、会議を成功させるためにはどうすれば良いかなどが話し合われた。会議には、再検討会議の議長を務めるセルジオ・デュアルテ氏を初め、阿部国連軍縮担当事務次長、米国、英国、カナダ、マレーシア、日本からは軍縮担当大使が、オーストラリア、フランス、エジプト、スウェーデン、韓国、中国、ノルウェー、インドネシア、ニュージーランド、国際原子力機関からは軍縮担当の政府高官が参加した。また専門家として黒澤など5名が参加した。

議長の問題提起

まず最初のセッションで、デュアルテ氏が、条約の諸規定が十分に遵守されていないことと、核兵器国が核軍縮に関する政治的約束から後退していることを背景に、条約に対する信頼が動揺しており、条約の完全性と信頼性をどのように維持するかという挑戦に直面していると述べ、再検討会議での主要な関心事として以下のような問題を列挙した。

1. 核廃絶を達成するという明確な約束を再確認し、具体的措置を進展させること。
2. IAEA保障措置が第4条の原子力平和利用と矛盾なく適用されること。
3. 核兵器に対する責任と透明性のための定期報

告が第6条の遵守を促進すること。

4. ジュネーブ軍縮会議を再活性化すること。
5. 包括的核実験禁止条約の早期発効が進められ、モラトリアムが維持されること。
6. 法的拘束力のある消極的安全保障の採択により核不拡散体制が強化されること。
7. NPTの制度的枠組みを強化すること。
8. 地域的安全保障問題と関連して条約の普遍性を確保すること。
9. 核テロリズムに対応すること。

このように、核不拡散条約に関連する問題は多岐にわたるが、これまでの再検討会議と大きく異なるのは、核軍縮へのウエイトが低下し、核不拡散への関心が増大していることである。それは、特に過去5年間において、北朝鮮、イラン、リビアなどが条約の不拡散の約束に違反して核兵器の開発を行い、あるいはその疑惑をもたれたこと、さらに9.11同時多発テロ以来、核兵器などの大量破壊兵器がテロリストに渡る危険性が認識され始めたことが原因となっている。

またそれは、核兵器国の態度に大きく影響されている。特に2001年に誕生した米国のブッシュ政権は、9.11の影響もあり、大量破壊兵器およびテロリストの脅威から米国の安全を守ることを第一とし、多国間での協力により軍縮を進めるという路線ではなく、単独でもまた軍事力を用いても自国を守るという姿勢を一貫してとったためである。

核軍縮にどのように取り組むか

2000年の最終文書に含まれる核軍縮の具体的措置である13項目に関して、米国は2002年および2003年には、13項目のうちいくつかは守らないという選択的遵守の態度を表明していたが、2004年には米国は条約第6条の核軍縮義務を十分に履行しており、第6条に関しては何も問題はないと述べ、13項目には一切言及することなく、13項目を全面的に無視する態度を表明した。

フランスも、核軍縮は全面完全軍縮の枠組みの中でのみ可能であり、核軍縮のみを先行して行う必要はないとして、核軍縮にきわめて消極的な態度を示

していた。

これに対して、セミナーでは、NPT第6条は、1995年の条約延長決定とパッケージで採択された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」により、その抽象的な規定に具体的内容が与えられ、それがさらに2000年の最終文書で詳細に規定されたとの見解が表明された。それは第6条の発展的解釈を表すもので、厳格に法的なものではないが、政治的および道義的に核兵器国を拘束するものである。

このように、核軍縮の進展の展望はきわめて暗い状況にあるので、来たるべき再検討会議では、できるだけ多くの国が支持するような焦点を当てたアプローチをとるべきで、1つは、作業文書の提出に際して、これまではさまざまな国や国家グループがそれぞれの提案を出していたが、日本、オーストラリア、カナダ、NATO諸国がまず一致団結して、核兵器国に対して核軍縮を迫るべきであること、さらに新アジェンダ連合(NAC)や非同盟諸国(NAM)との共闘も視野に入れることが提言された。

もう1つは、問題ごとに連合体を作るべきであり、CTBTの早期発効については、英国、フランス、ロシアの賛同も得られるだろうし、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)でも、フランス、ロシア、中国の賛同を得られるであろうというものである。

追求すべき問題として、CTBT、FMCT、戦略核兵器削減、非戦略核兵器削減の4つに焦点を当て、個別具体的に、できるだけ多くの国家の賛同を得て、核兵器国、特に米国の政策に影響を与えるようにすべきであるとした。

これに対しては、核兵器国はその核軍縮義務を十分に果たしており、第6条を十分に遵守しているとの反論もあり、また米国を孤立させることは好ましくないとの意見も出された。

また、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始は1995年に合意されたにもかかわらず、いまだに交渉が開始されていない。長い間、FMCT交渉開始を「宇宙における軍備競争の停止(PAROS)」の交渉開始とリンクさせてきた中国とロシアが、その態度を緩和し、FMCTの交渉が現実のものとなった時期に、米国は、FMCTの検証は不可能であり、検証なしの条約を交渉すべきであると主張した。

セミナーにおいては、条約による禁止の範囲および検証の態様に関して詳細な分析が行われ、以下のことが政策として提言された。

1. 軍縮会議は、検証を伴った条約の交渉を即時開始すべきである。
2. 核兵器国と事実上の核兵器国は、生産のモラトリアムを実施すべきである。
3. 条約交渉に、インド、イスラエル、パキスタンを参加させるべきである。
4. 効果的で信頼できるFMCTは、核軍縮と核不拡散の目的を持つべきである。

検証を伴ったFMCTの交渉開始を要請する昨年

の国連総会決議に反対したのは米国のみであり、英国は棄権している。

またCTBTの早期発効のための署名と批准を要請する国連総会決議に反対したのも米国のみであり、英国、フランス、ロシア、中国は賛成している。

核不拡散をどう強化するか

セミナーにおいても、核不拡散を強化するために以下のようなさまざまな措置が提案された。特に北朝鮮およびイランの問題にどう対処するかという現実の問題と、将来にわたってそのような事態を招かないためにどう準備すべきかという観点からである。

1. IAEA保障措置を強化するものとして採択された「追加議定書」を、すべての国が署名し批准するように働きかける。追加議定書の普遍化という課題である。
2. 輸出管理制度を強化する。特に北朝鮮やイランとともにパキスタンのカーン博士による核の闇市場の存在が明らかになったため、拡散防止構想(PSI)を推進し、各国がテロリストへの核関連物資の流れを阻止する国内措置をとることを定めた国連安全保障理事会決議1540を実施する。
3. 原子力の平和利用だとして高度な技術を取得し、その後条約から脱退して核兵器開発に向かう事例を防止するために、ウラン濃縮およびプルトニウム再処理の施設をもつことを制限する。
4. 条約の普遍性確保に向けて、条約に入っていないインド、イスラエル、パキスタン、あいまいな立場にある北朝鮮をNPTに非核兵器国として加入するよう努力する。
5. NPTからの脱退の権利が認められているが、それを制限するような条件を設定することを検討する。
6. NPTの制度的欠陥を是正するため、年次締約国会議や事務局の設置を検討する。

むすび

5月のNPT再検討会議は、これまでの会議に比べてもきわめて難しい会議になるものと予測される。それは、2000年以降の新たな国際環境の中において、国際協調主義が大きく後退し、軍事力を中心とする単独的な、または有志連合による行動が前面に出てきているからである。

このことは、大量破壊兵器およびテロリストの脅威から自国を守るというきわめて自己中心的な考えが支配的になり、核軍縮を推進して国際社会全体の利益を図り、国際社会全体の平和と安全を促進するという考えが、大国の行動により損なわれているからである。

そのことをも反映して、この会議では核不拡散に重点が置かれ、核軍縮に向けての合意を達成は難しいように思われる。